

住所												
フリガナ												
氏名				生年月日	申告区分 (職員記載欄)	本人	配偶者	親族	その他	支所	郵送	投函
電話	個人番号 (マイナンバー)						代理人氏名			代理人続柄		
				代理人住所			☐ 申告者と同じ					

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料除	社会保険の種類		支払った保険料		円		
	合 計						
⑮ 生命保険料除	新契約	新生命保険料の計		円	旧生命保険料の計	円	
		新個人年金保険料の計		円	旧個人年金保険料の計	円	
		介護医療保険料の計		円			
⑯ 地震保険料除	地震保険料の計		円	旧長期損害保険料の計		円	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還)		⑱ ☐ ひとり親控除		⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)		
⑳ 障害者控除	氏名 個人番号 マイナンバー		障害の程度 (身体・精神・療育)		級度		
	氏名 個人番号 マイナンバー		障害の程度 (身体・精神・療育)		級度		
㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名		生年月日	配偶者の合計所得金額		円	
	個人番号 マイナンバー						
	☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)				☐ 国 外		
㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	控除額
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	控除額
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	控除額
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	控除額
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	控除額
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
	氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額	
			☐ 同居 ☐ 別居	☐			円
氏名	生年月日	同居・別居の区分	国外	続柄	合計所得金額		
		☐ 同居 ☐ 別居	☐			円	

※16歳未満(平成22.1.2以降生まれ)の扶養親族は、扶養控除以外(障害者控除加算等)に影響しますので、記載漏れにご注意ください。

②⑦	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類
雑 損 控 除			
	損 害 金 額	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	差 引 損 失 額 の う ち 災 害 関 連 支 出 の 金 額
	円	円	円
②⑧	支 払 っ た 医 療 費 等	保険金などで補てんされる金額	
医 療 費 控 除	円	円	
	☐ セルフメディケーション税制を利用の場合はチェックしてください。		

収入金額等	1	事業	営業等 農業業	ア							
			不動産	ウ							
		利子	エ								
		配当	オ								
		給与	カ								
	雑		公的年金等	キ							
			業務	ク							
			その他	ケ							
総合譲渡		短期	コ								
	長期	サ									
	一時	シ									
所得金額	2	事業	営業等 農業業	①							
				②							
		不動産	③								
		利子	④								
		配当	⑤								
		給与	⑥								
	雑		公的年金等	⑦							
			業務	⑧							
			その他	⑨							
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩								
	総合譲渡・一時	⑪									
	合計	⑫									
所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬								
		小規模企業共済等掛金控除	⑭								
		生命保険料控除	⑮								
		地震保険料控除	⑯								
		寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱					0	0	0	0
		勤労学生、障害者控除	⑲～ ⑳					0	0	0	0
		配偶者控除	㉑					0	0	0	0
		配偶者特別控除	㉒					0	0	0	0
		扶養控除	㉓					0	0	0	0
		特定親族特別控除	㉔					0	0	0	0
		基礎控除	㉕					0	0	0	0
		⑬から㉕までの計	㉖								
		雑損控除	㉗								
	医療費控除	㉘									
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙									

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

《裏面にも記載する欄があります。》